

川口市表彰事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川口市表彰規則（昭和47年規則第36号。以下「規則」という。）第16条の規定に基づき、表彰に関する基準その他事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(功労表彰の基準)

第2条 規則第3条第4号の「その他前各号に掲げる者に準じた者であって特に功績顕著なもの」は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 国政又は県政に参画した本市出身の議員で8年以上その職にある者又はあった者
- (2) 教育長、上下水道事業管理者又は病院事業管理者として8年以上その職にある者又はあった者
- (3) 一般表彰を受けた者（善行表彰を受けた者及び寄附表彰を受けた者を除く。）で受賞後引続き10年以上同職にある者又はあった者でその功績が特に顕著なもの
- (4) その他特に功績顕著であると市長が認める者

(一般表彰の区分)

第3条 規則第4条の一般表彰については、同条各号（第6号を除く。）の規定に対応して、次のように区分する。

- (1) 自治表彰 規則第4条第1号による表彰
- (2) 善行表彰 規則第4条第2号又は第3号による表彰
- (3) 教育文化表彰 規則第4条第4号による表彰
- (4) 寄附表彰 規則第4条第5号による表彰

2 前項に定めるもののほか、規則第4条第6号による表彰をその分野に応じて、次のように区分する。

- (1) 社会福祉表彰
- (2) 保健衛生表彰
- (3) 産業表彰
- (4) 公共土木表彰
- (5) 保安表彰

(一般表彰の基準)

第4条 前条に定める一般表彰の基準は、次のとおりとする。

(1) 自治表彰

- ア 規則第3条第3号以外の者で、市長が任命した委員会、審議会、協議会の委員等として15年以上在職し、その功績が特にすぐれた者
- イ 統計調査員として年1回以上指定統計に従事し、その年数が通算して15年以上で功績が特にすぐれた者
- ウ 町会役員として20年以上在職し、部長職以上の役職を10年以上行う等、その功績が特にすぐれた者
- エ その他自治行政の振興に寄与し、その功績が顕著で他の模範となる者

(2) 善行表彰

- ア 特にすぐれた善行があり、他の模範となる者
- イ 自己の危険をかえりみず人命を救助し、又は災害を未然に防止した者

(3) 教育文化表彰

- ア 規則第3条第3号以外の者で、教育委員会が任命した委員会、審議会、協議会の委員等として15年以上在職し、その功績が特にすぐれた者
- イ 社会教育関係団体の会長として15年以上在職し、その功績が特にすぐれた者
- ウ 青少年の補導育成団体の役員として20年以上在職し、その功績が特にすぐれた者
- エ 各種スポーツの指導者として20年以上尽力し、成績優秀な者
- オ 市立の小、中、高等学校の教職員として30年以上在職し、その功績が特にすぐれた者（市職員を除く。）
- カ その他教育、文化、体育等の振興に貢献し、その功績が特にすぐれた者

(4) 寄附表彰

個人にあつては2,000,000円以上、団体にあつては4,000,000円以上市に寄附した者

(5) 社会福祉表彰

- ア 社会福祉団体の役員として20年以上在職し、その功績が特にすぐれた者
- イ 民生委員・児童委員として15年以上在職し、その功績が特にすぐれた者
- ウ 保護司、人権擁護委員又は行政相談委員として15年以上在職し、その功績が特にすぐれた者

エ その他社会福祉の向上に尽力し、その功績が特にすぐれた者

オ 自力更生よく業に励み、他の模範となる者

(6) 保健衛生表彰

ア 保健衛生関係団体の役員として20年以上在職し、その功績が特にすぐれた者

イ 医師、助産師等として30年以上在職し、疾病の予防又は治療につとめ、保健衛生の向上に尽力し、その功績が特にすぐれた者

ウ 保健師、看護師等で疾病の予防又は治療につとめ、保健衛生の向上に30年以上尽力した者（市職員を除く。）

エ 市立校の嘱託医又は薬剤師として30年以上尽力し、その功績が特にすぐれた者

オ その他保健衛生思想の普及及び改善向上に努め、環境衛生の向上を図る等保健衛生の増進に尽力し、その功績が特にすぐれた者

(7) 産業表彰

ア 農業、商工業の団体の役員として20年以上在職し、その功績が特にすぐれた者

イ 市内商工業等同一事業所の従業員（役員を除く。）として40年以上勤務し、成績が優秀で他の模範となる者

ウ 公害対策の充実に尽力し、その功績が特にすぐれた者

エ その他農業、商工業の振興に寄与し、その功績が特にすぐれた者

(8) 公共土木表彰

ア 建設事業関係団体の役員として20年以上在職し、その功績が特にすぐれた者

イ 河川、道路、都市計画、建設等の公共事業の推進に尽力し、又は災害防除復旧施設の保全、愛護並びに改良、整備に努め、成績優秀な者

ウ 水道、下水道の普及に尽力し、その功績が特にすぐれた者

エ その他公共土木の推進に協力し、その功績が特にすぐれた者

(9) 保安表彰

ア 消防団の団長、副団長又は分団長として15年以上在職し、その功績が特にすぐれた者

イ 消防団員として20年以上在職し、成績が優秀で他の模範となる者

ウ 消防思想の普及に寄与し、その功績が顕著で他の模範となる者

- エ 交通安全思想の普及指導に尽力し、その功績が特にすぐれた者
- オ 職業運転手として30年以上無事故で他の模範となる者
- カ 警察職員として25年以上市内に在勤し、その成績が優秀である者
- キ その他災害の防止その他の保安業務に尽力し、その功績が特にすぐれた者
(受賞年齢等)

第5条 表彰（善行表彰及び寄附表彰を除く。）を受けることができる年齢は、65歳以上とする。ただし、規則第5条の特別表彰の場合、規則第13条の追彰の場合及び第2条第4号の場合については、この限りでない。

2 前項の年齢の基準日は、第12条第1項に定める表彰日の属する年の4月1日とする。

（期間の計算）

第6条 功労表彰及び一般表彰における在職期間等の通算については、次の表のとおりとする。

基 準 職	基準職に通算される 他の職等の換算率		注 意 事 項
	功労表彰	一般表彰	
功労表彰	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{3}$	① 基準職の決定については、現職あるいは最終の職によるものではなく、基準職の有利なものから選ぶこと。
一般表彰	1	$\frac{1}{2}$	② 基準職が決定したら通算できる職がある場合はその在職期間に換算率を乗じ、基準職の在職年数に加算すること。

（備考） 基準職とは、表彰の対象となった職、役職等をいい、その区分は、別に定める。

2 前項の計算において、基準職の在職期間と重複する他の職、役職等の在職期間は、計算の基礎に算入しないものとする。

3 基準職の中における職、役職等を異にした相互の在職期間は、その重複する期間を除いて、そのまま通算する。

（寄附物件の評価等）

第7条 寄附表彰に係る寄附物件の評価、寄附金品の額の取扱基準については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 物品、不動産等の物件は、寄附の時点の適正な見積価格（市の評価額）によるものとする。

(2) 寄附金品の額は、毎年1月1日から同年12月末日までの合算額とする。

（顕彰）

第8条 表彰を行った場合には、その旨をその者の氏名（団体にあってはその団体名）とともに市広報誌に掲載する。

（追彰の方法）

第9条 規則第13条に規定する追彰は、表彰を受けるべき故人の氏名及び故人に代わって表彰状を受ける遺族の氏名を表彰状に記載することにより行う。

（表彰の制限）

第10条 表彰は、同一人について1回限りとする。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 規則第4条の一般表彰を受けた者が、規則第3条の功労表彰の要件に該当する場合

(2) 第2条第3号に該当する場合

(3) 第4条第2号イによる善行表彰又は同条第4号による寄附表彰を受けた者が、同条第2号イによる善行表彰又は同条第4号による寄附表彰の要件に該当する場合

(4) 第4条第2号イによる善行表彰又は同条第4号による寄附表彰を受けた者が、これら以外の表彰の要件に該当する場合

（表彰状の様式）

第11条 功労表彰、一般表彰及び職員表彰の表彰状は、別表第1に定めるところによる。

（表彰日）

第12条 表彰日は、毎年11月10日とする。ただし、都合により繰上げ又は繰下げを行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2号イによる善行表彰及び同条第4号による寄附表彰は、その都度表彰することができる。

（内申）

第13条 表彰の内申は、当該候補者の功績に関する事務を主管する部長（部長が置かれていない場合は、主管する課長）（以下「主管部長」という。）が、次の各号に掲げる書類を市民生活部長が指定する期日までに市民生活部長に提出す

るものとする。ただし、第4条第2号イによる善行表彰及び同条第4号による寄附表彰については、この限りでない。

(1) 功績内申書

(2) 住民票抄本

(名簿の調整及び審査)

第14条 市民生活部長は、提出された功績内申書に基づき内申名簿を調整し、川口市表彰審査委員会（以下「委員会」という。）に提出してその正否について審査を受けるものとする。

(委員会の構成等)

第15条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 委員長 副市長（川口市副市長事務分担規則第2条により、市民生活部事務を所掌するもの。）

(2) 副委員長 副市長（川口市副市長事務分担規則第2条により、市民生活部以外の事務を所掌するもの。）

(3) 委員 教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、常勤監査委員、技監並びに市長事務部局の部及び室の長、会計管理者、上下水道局の部の長、医療センター事務局長、副教育長、教育局の部の長、消防長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長の職にある者

2 委員長は、委員会において審査した事項を市長に報告しなければならない。

3 委員会の庶務は、自治振興課において処理する。

(報告)

第16条 被表彰者についてその住所又は一身上に異常があったときは、当該被表彰者又は家族その他の関係者はその旨を速やかに市民生活部長に報告するものとする。

(表彰の記録)

第17条 主管部長は、規則及びこの要領に基づく表彰その他国及び県その他の団体が行った表彰で主管事項に関するもの又はこれに類するものがあったときは、これを表彰記録簿に登録して常に表彰の適格な運営にあたらなければならない。

(その他)

第18条 この基準に達しないもので、主管部長が表彰に値すると認めた場合は、各部において表彰を行うことができる。

2 前項の場合において、当該表彰に関する規程がある場合には、それに基づいて

行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、昭和56年1月15日から実施する。
- 2 川口市表彰規則取扱要領（昭和50年1月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成13年8月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成14年1月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。